

第2次

# 白河市生涯學習推進計畫



# 目次

はじめに .....	1
第1章 計画の基本的な考え方 .....	2
第1節 計画策定の趣旨 .....	2
第2節 基本理念 .....	3
第3節 計画の位置付け・期間 .....	4
1 計画の位置付け .....	4
2 計画の期間 .....	4
第4節 生涯学習計画の体系 .....	5
第2章 生涯学習を取り巻く環境 .....	6
第1節 白河市の生涯学習の現状と課題 .....	6
1 生涯学習推進体制 .....	6
2 生涯学習推進事業 .....	7
3 生涯学習施設 .....	8
第3章 基本目標と施策の推進 .....	13
【基本目標Ⅰ】生涯学習推進体制の充実 .....	13
【基本目標Ⅱ】生涯学習機会の提供 .....	17
【基本目標Ⅲ】生涯学習拠点の充実 .....	29
資料編 .....	31

# はじめに

近年、少子高齢化の急速な進展、科学技術の発展による高度な情報化、経済や文化のグローバル化、自然災害の発生等、市民を取り巻く社会状況は急激に変化しています。

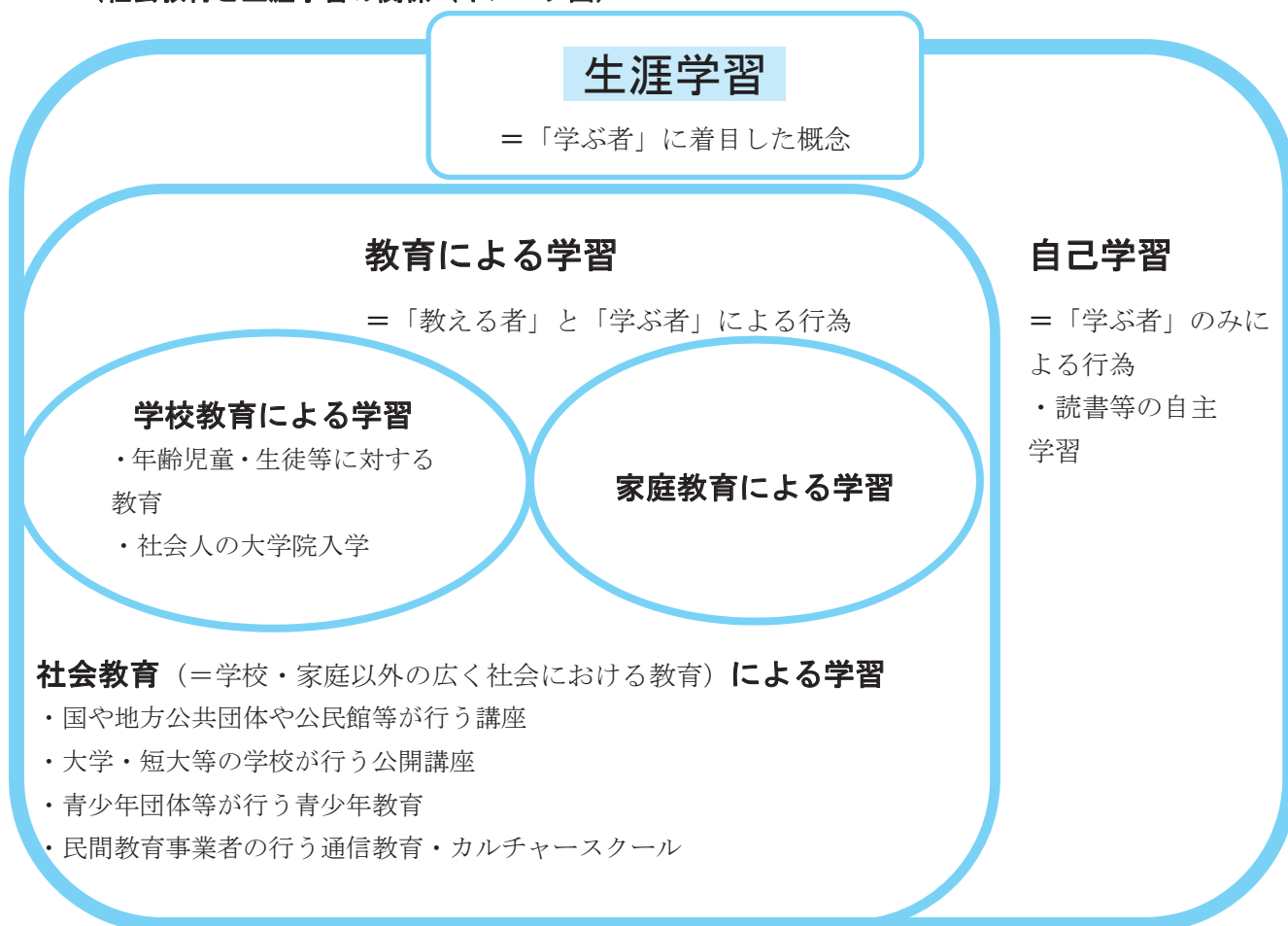
こうした社会の急激な変化の中で、市民が生きがいを持って生きていくためには、生涯にわたって自ら学習に取り組み、自己を高め、その学びの成果を地域に還元していく「生涯学習」の推進が求められています。

「生涯学習」とは、学校教育、家庭教育、社会教育をすべて含むもので、一人ひとりが「自分の意思」で、「自分にあった方法」で生涯にわたって行うあらゆる学習のことです。

さらには、意図的、組織的な学習活動ばかりではなく、文化・芸術、スポーツ、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味等、多様なものが含まれます。

また、学習方法も様々であり、テレビ、ラジオ番組の活用や通信教育といった自宅での学習活動、公民館や図書館といった公共施設で行う講座の受講、地域や職場、学校等のサークル活動、民間のカルチャーセンターやスポーツクラブでの活動等、自分にあった学習方法で選択は自由です。

## (社会教育と生涯学習の関係 (イメージ図))



文部科学省中央教育審議会生涯学習分科会「生涯学習・社会教育に関する基礎資料」より

## 第1節 計画策定の趣旨

本市では、平成20年度に福島県で開催された「第20回全国生涯学習フェスティバル」をきっかけに、国や県の動向を踏まえながら、平成22年度に生涯学習推進の方向性を示すものとして「白河市生涯学習推進計画」（平成23年度～平成29年度）を策定したところです。

市民を取り巻く社会状況が急激に変化する中、市民に生きがいを持って生きていくためには、生涯にわたって自ら学習に取り組み、自己を高め、その学びを地域に還元していく生涯学習の推進が求められています。

また、平成24年度に策定された「白河市第2次総合計画」においても「みんなの力で未来をひらく 歴史・文化のいきづくまち 白河」を将来像として掲げており、「心豊かに学び、ともにふれあい、生きる喜びを実感できるまち」を目標とし、生涯学習社会の推進に取り組んでいます。

本計画は、これまでの「白河市生涯学習推進計画」を検証し、市民一人ひとりの学習の意欲を高めるとともに、生涯学習社会の実現を目指して、生涯学習に関する施策をさらに計画的に推進していくために平成30年度からの5年計画として第2次生涯学習推進計画を策定するものです。

### ○生涯学習社会とは

教育基本法第3条でも、「国民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と規定されるように、あらゆる学習機会を自由に選択し、その学んだ成果が適切に評価される社会のことを「生涯学習社会」といいます。

## 第2節 基本理念

### 基本理念

#### 『市民共学』～いつでも、どこでも、だれでも～

本市では、「白河市第2次総合計画」、「白河市教育大綱」に目指すまちの姿として、「未来を切り拓く人間力」を育むことを目指し、次に掲げる人づくりに取り組んでいるところです。

#### 白河市教育大綱

先人のたゆまぬ努力により紡いできた、郷土の長い歴史と豊かな文化を受け継ぎ、将来につなげ、さらに発展させるために、次に掲げる人づくりに努め、「未来を切り拓く人間力」を育みます。

- 1 郷土を知り、郷土を愛する人
- 2 幅広い文化・芸術に親しむ人
- 3 自ら学び、自らを高める人
- 4 自ら判断し、自ら行動する人
- 5 礼儀正しく、思いやりの心を持つ人
- 6 自然を敬い、自然を大切にする人
- 7 健やかな体を育む人
- 8 世界にはばたく高い志を持つ人

また、白河藩主であった松平定信が南湖公園造成の理念とした、身分の差を越え庶民が憩える「士民共楽」を継承し、本市の生涯学習推進計画の基本理念を『市民共学』～いつでも、どこでも、だれでも～と定め、推進するものとします。

## 第3節 計画の位置付け・期間

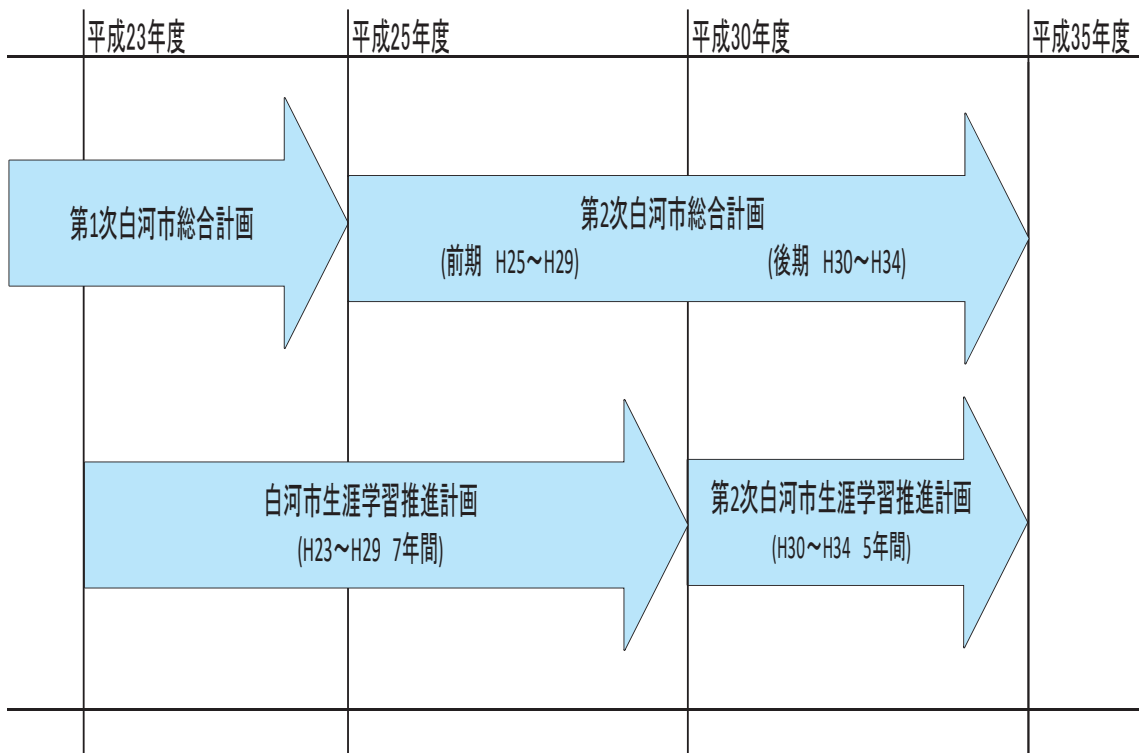
### 1 計画の位置付け

本計画は、「白河市第2次総合計画」（平成25年度～平成34年度）、「白河市教育委員会重点施策」との整合性を図りながら、本市の生涯学習推進の基本的方向を示すものとなります。

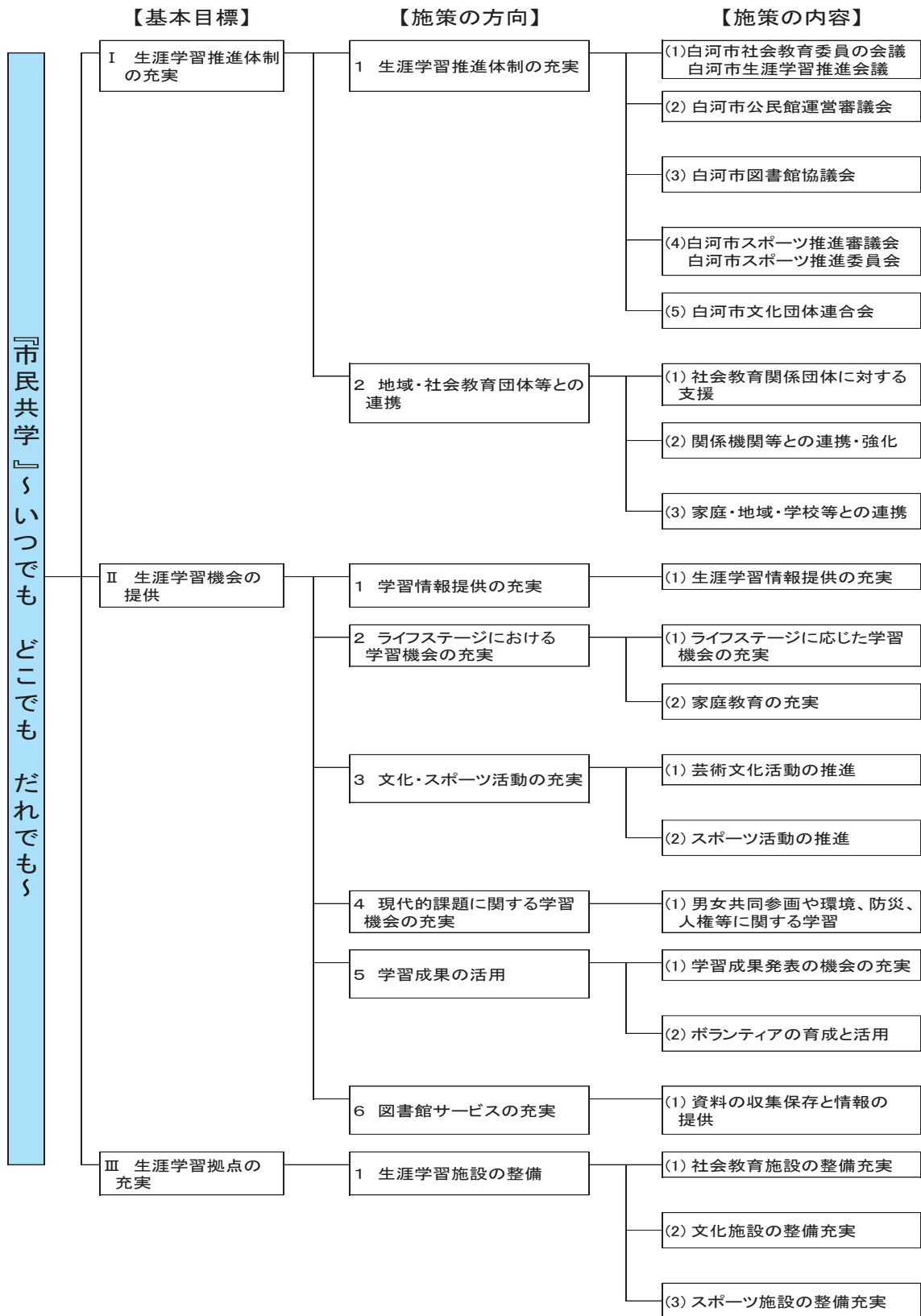
また、本計画に基づき各個別計画や事業計画を策定、推進していくものとします。

### 2 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。



## 第4節 生涯学習推進計画体系



### 第1節 白河市の生涯学習の現状と課題

「第2次白河市生涯学習推進計画」を策定するにあたり、現在の「生涯学習推進計画」の推進状況や「生涯学習推進に関する市民アンケート調査」（以下「市民アンケート」）等の結果から、これまでの取り組みと課題を整理しました。

#### 1 生涯学習推進体制

##### （現状）

市民が生涯にわたって心身ともに豊かで充実した生活を送るには、学習ニーズ等を把握し、対応する組織の整備が必要です。本市では、市民の意見を行政に反映させ協働による生涯学習を推進するため「白河市生涯学習推進会議」や「白河市公民館運営審議会」等を設置し、意見の集約を図りながら各種事業の充実に努めてきました。

また、学校やサークル、NPO団体等が有する資源を地域や市民の学びに反映するため、各種団体と連携し、町内会や児童クラブ等への講師の派遣、「福島大学白河サテライト教室」の開催、地域の生涯学習活動の場として学校を活用する等、市民の学びの場の創出や活動の育成、支援を行いながら、学習活動への参加者を増やしてきました。

##### （課題）

学習活動が長期化すると、参加者の固定化や高齢化が見られ、それに伴い、参加者の減少や代わり映えのしない内容が続く等、学習活動が停滞することが懸念されます。そのため、学習成果を地域に反映させるための仕組みづくりや、新たな学習活動を行う個人、団体の参加の促進や育成を関係機関と協力しながら継続して実施していくことが必要です。

また、地域と学校との連携については、「市民アンケート」において、学校ボランティア活動に参加意欲がある市民が約半数いる一方で、参加したことが無い、参加方法が分からないといった声もあることから、地域住民の方と協力して積極的な広報や活動する人材の勧誘が求められています。



個人、団体の参加の  
促進や育成

家庭・地域・学校等の連携



### 2 生涯学習推進事業

#### (現状)

多くの団体、個人が心身の健康や生きがいづくり、仕事に役立てるため等、様々な目的で学習活動を行っています。

これらの学習が活発に行われ、学習で得た知識や経験が地域に生かされることが地域の学習意欲の向上につながり、これを繰り返すことが、生涯学習社会の構築のために必要不可欠です。その学習の拠点として公民館や図書館等が大きな役割を果たしてきました。

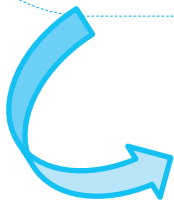
また、母子の健やかな成長のために健康教室を開催したり、子育てやしつけ等について考える家庭教育学級を助成したり、高齢化が進む中で介護予防や生きがいづくりを目的とした高齢者サロンを設置する等それぞれのライフステージに応じた学習機会の提供を行ってきました。

#### (課題)

現在、本市では様々な講座や講演会等を開催、学習機会を提供していますが、それらの情報を入手できないといった声も聞こえてきます。「市民アンケート」でも、学習活動を行う上で学習活動に関する情報提供が特に必要であるとの回答が多く見られる等、学習を支援していくために学習情報をよりわかりやすく提供していくことが重要になっています。これまでも「広報しらかわ」や地域ヘチラシを配布する等、情報の提供に努めてきましたが、今後は学習情報を集約し、市のホームページやSNSといった様々な媒体での情報提供にも、より力を入れて取り組む必要があります。

また、学習活動を特に行っていない理由として、「特に必要がない」「きっかけがつかめない」と感じる市民が一定数いることから、情報が行きわたっていない層へPRすることも重要です。

市民の誰もが、年齢にかかわらず、自分の関心のあること等を学べるように、それぞれのライフステージごとのニーズに応じた学習機会を提供することが必要です。「市民アンケート」において、仕事や家事が忙しく時間がとれないことが理由で、学習が出来ていない市民が多くいます。今後、仕事や家事等の事情でなかなか学習活動に参加できない世代に対し、多忙な中でもニーズにあった内容、参加しやすい時間帯を見直していくことが重要になります。



学習情報の提供

ニーズに応じた講座

### 3 生涯学習施設

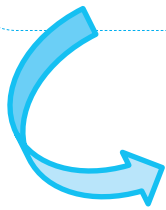
#### （現状）

地域住民の身近な学習・交流の場としての利用を促進するため、生涯学習施設の維持管理と充実を図るとともに、その施設の有効活用を促しています。また、老朽化している施設に関しては、市民が安心して学習できる環境をつくるために、改修、修繕を行っています。平成 28 年度には、老朽化が顕著であったマイタウン白河の大規模改修が終了し再オープンするほか、文化・芸術に親しむ事ができる文化交流拠点として整備を進めてきた白河文化交流館「コミネス」が新たにオープンしました。

#### （課題）

新しい施設の建設により生涯学習施設が充実してきている反面、既存施設の中には、未だ老朽化が進んでいる施設があります。

また、利用者のニーズに応じた施設運営の在り方や利便性等についても検討を進める必要があります。



老朽化

施設運営の在り方や  
利便性等の検討

#### 【主な施設整備の状況】

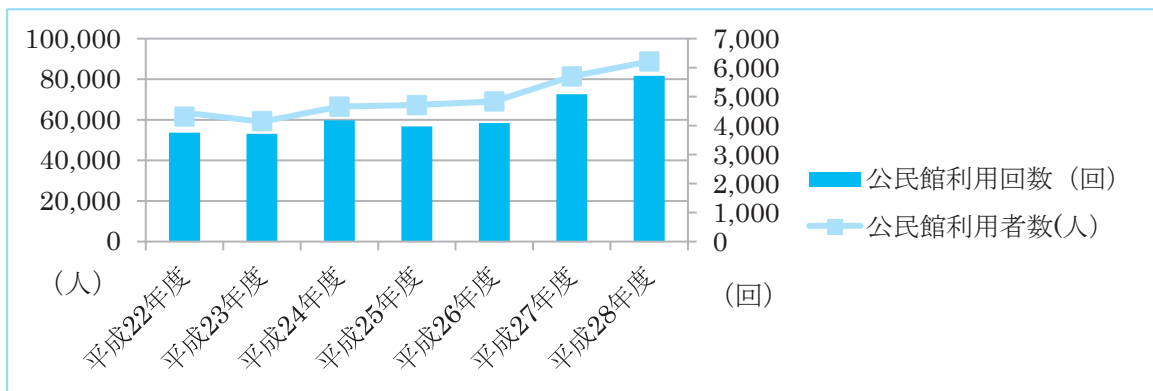
平成23年	市立図書館「りぶらん」
平成26年	総合運動公園（ANNABI スポーツプラザ等）
平成27年	表郷公民館
平成28年	白河文化交流館「コミネス」、マイタウン白河

## (1) 公民館

中央公民館、表郷公民館、大信公民館、東公民館の4施設を設置し、市民の身近な学習の場として、活用されています。

平成23年度には、東日本大震災の影響で、表郷公民館と大信公民館が使用不能となり、代替施設での活動が行われ、利用者数は一時減少しました。一方、平成27年度に表郷公民館の建て替えが行われて以降は、多くの利用者に活用されています。

### 公民館利用状況

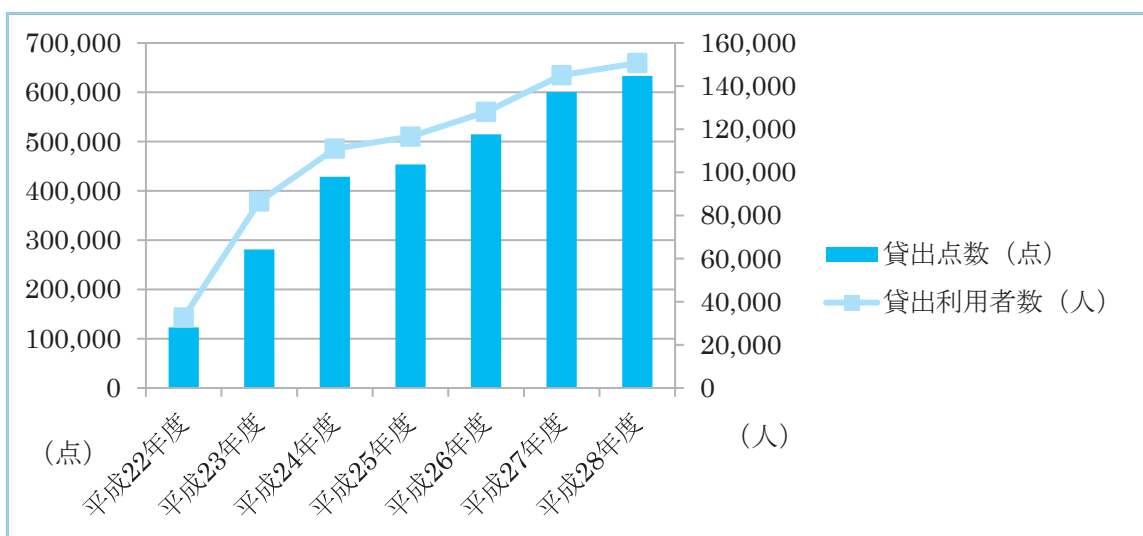


## (2) 図書館

平成23年7月に市立図書館「りぶらん」が開館して以降、貸出利用者数が増加しています。

また、学校を巡回する移動図書館や学校図書室の充実を図り学校司書を配置することで、子どもが本に出会えるきっかけづくりや本と触れ合える環境づくりを進めています。

### 図書館利用状況

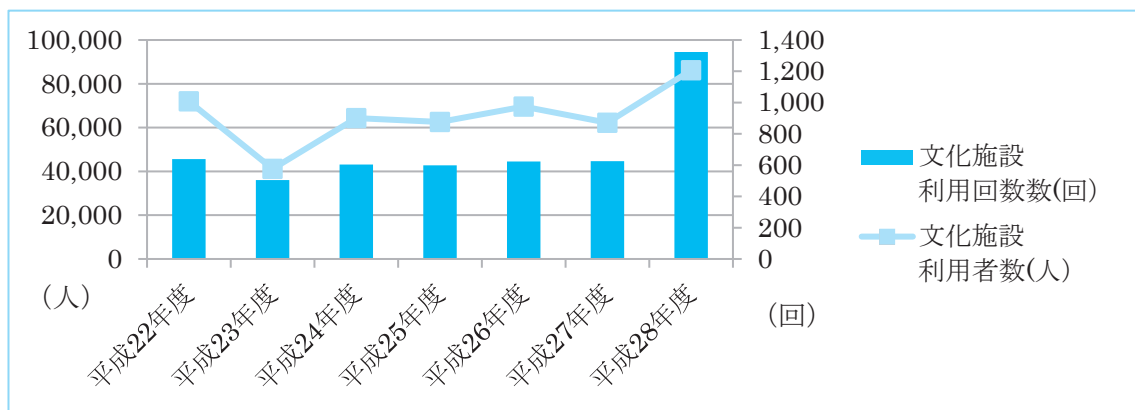


## (3) 文化施設

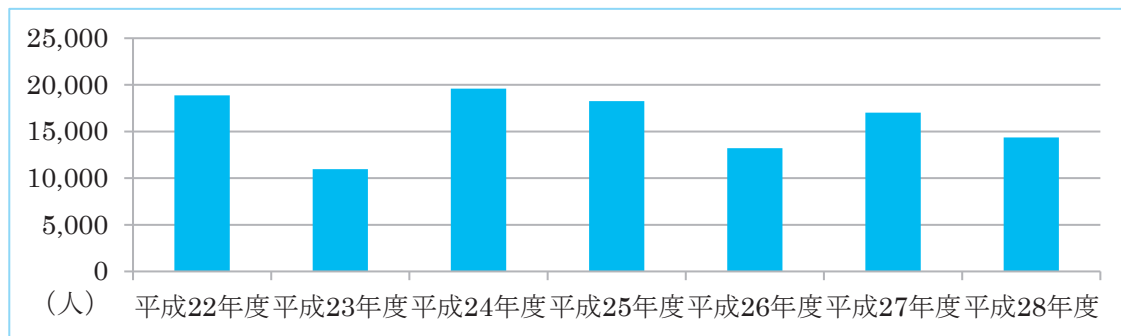
平成28年10月に、新たに本市の芸術文化振興とコミュニティの拠点となる白河文化交流館「コミネス」が開館しました。これにより、東文化センターと併せ、文化芸術創造のための土台となる人材育成や、創造団体との連携に努めています。

また、白河市の歴史・文化理解の促進のため、歴史民俗資料館、白河集古苑及び中山義秀記念文学館において、常設展示に加えて様々な企画展を開催すること等により、県内外から多くの方が訪れています。

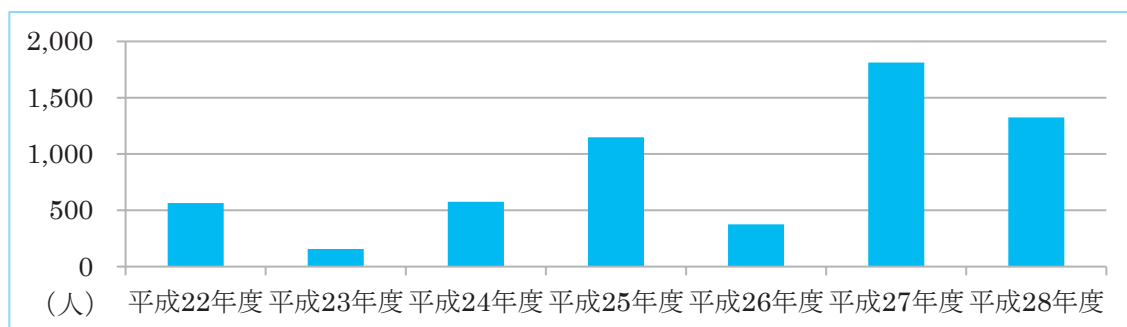
白河文化交流館「コミネス」、白河市東文化センター、旧白河市民会館、旧白河市文化センター利用状況



歴史民俗資料館・白河集古苑の入館者状況



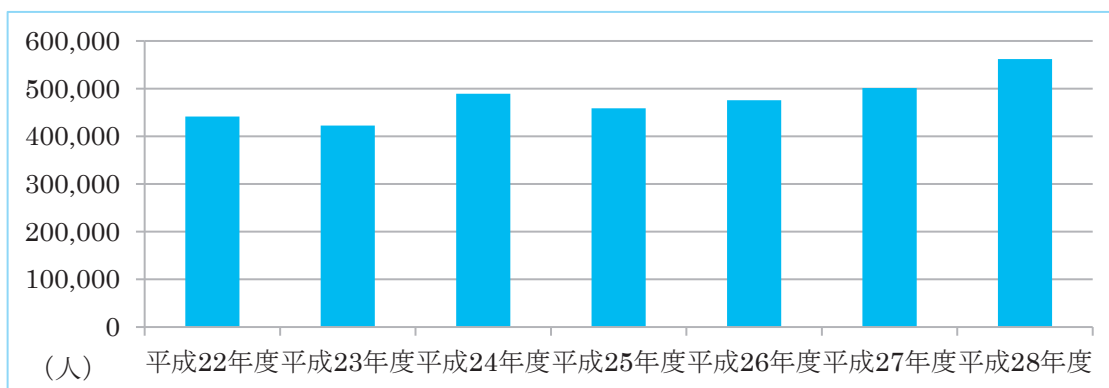
中山義秀記念文学館入館者状況



### (4) スポーツ施設

白河市総合運動公園や各地域のスポーツ施設は、平成23年の東日本大震災の影響で利用者の減少が若干見られましたが、施設の改修整備等を進めた結果、利用者が増加し、市民の健康増進や体力向上に寄与しています。平成30年度は、総合運動公園内多目的グラウンドの仮設住宅の撤去により、グラウンドが原状回復するため利用者のさらなる増加が見込まれます。

#### スポーツ施設の利用状況



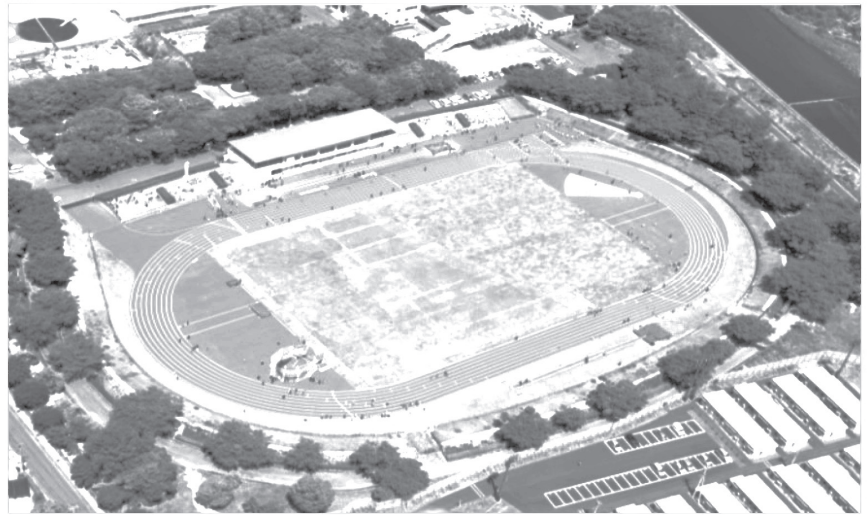
中央公民館



白河市立図書館「りびらん」



白河文化交流館「コミネス」



陸上競技場



マイタウン白河

## 【基本目標Ⅰ】

## 生涯学習推進体制の充実

### 1 生涯学習推進体制の充実

生涯学習社会の実現に向けて、行政、市民・団体等が一体となって、市民の学びを支援する体制づくりを行います。

#### (1) 白河市社会教育委員の会議・白河市生涯学習推進会議

市の社会教育、生涯学習の推進に関する基本計画その他生涯学習に関し、市民参加を得て積極的かつ効果的に推進します。

##### 《主な事業等》

事業等	内容	担当課
白河市社会教育委員の会議及び 白河市生涯学習推進会議	広く一般市民へ生涯学習の学びの場の提供や生きがいくりの推進を行います。	教育総務課

#### (2) 白河市公民館運営審議会

館長の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画実施につき調査審議を行います。

##### 《主な事業等》

事業等	内容	担当課
白河市公民館運営審議会	公民館の運営方針、年間事業計画、事業の内容及び実施方法、施設、設備に関し、協議、推進します。	中央公民館

## (3) 白河市図書館協議会

図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、図書館が行う図書館サービスについて審議等を行います。

### 《主な事業等》

事業等	内 容	担当課
図書館協議会運営事業	市民の幅広い学習意欲に対応でき、図書館を身近な存在と感じられるような図書館を目指し、審議等を行います。	市立図書館

## (4) 白河市スポーツ推進審議会・白河市スポーツ推進委員会

スポーツ推進のための調査審議及び事業実施に係る連絡調整、実技指導、行事の企画、立案等を行います。

### 《主な事業等》

事業等	内 容	担当課
白河市スポーツ推進審議会及び白河市スポーツ推進委員会	<p>スポーツの推進に関する各種施策の調査審議のほか、普段スポーツをしない人にもスポーツの楽しさを伝えることで、興味関心をもっていただき、スポーツを通じた健康増進を図ります。</p> <p>また、年齢、性別に関係なく楽しむことができる※ニュースポーツの普及を図り、理解を深めていただくことにより、多くの市民にスポーツの楽しさを啓発していきます。</p>	スポーツ振興課

※ニュースポーツ…レクリエーションの1つで、誰でも気軽に楽しむことができる身体運動。

## (5) 白河市文化団体連合会

文化団体連絡協議会相互の交流・連携を図ります。

### 《主な事業等》

事業等	内 容	担当課
白河市文化団体連合会運営事業	文化団体連合会事業を通じて、市民の文化芸術活動の発表の場を充実させ、文化芸術活動を支援します。	文化振興課



## 2 地域・社会教育団体等との連携

多様化する地域課題に対応するため、地域や社会教育関係団体等との連携に努め、各団体が有する学習資源を活用し、市民の学びを支援します。

### 学校ボランティアに参加したことがある人の割合



※平成29年2月調査「市民アンケート」より。

#### (1) 社会教育関係団体に対する支援

施設の貸出や地域学習活動を推進する青年、女性、高齢者等の団体やサークル、グループの育成支援に努めます。

##### 《主な事業等》

事業等	内容	担当課
白河市教育委員会共催及び後援等	白河市教育委員会共催・後援基準に合致した各種団体が行う事業に対して、共催及び後援の承認を行います。	教育総務課
青少年団体活動支援事業	自然体験や社会体験等多様な体験活動に積極的に取り組む団体等を支援します。	教育総務課

#### (2) 関係機関等の連携・強化

大学等の高等教育機関や企業、民間団体、町内会等との支援や連携の強化に努めます。

##### 《主な事業等》

事業等	内容	担当課
学社連携事業 (福島大学白河サテライト教室等)	教育、産業、文化等の各分野で総合的な協力、連携を目指し、高等教育機関のない白河市において学習意欲のある市民に質の高い「学びの機会」と市民が「学び合える場」を提供します。	教育総務課

白河市少年センター運営事業	関係機関・団体と情報交換を行い、白河市における子どもの現状を把握し、協力し合い、青少年の非行防止とその健全な育成のための補導活動を行い、効果的な非行防止を目指します。	教育総務課
---------------	---	-------

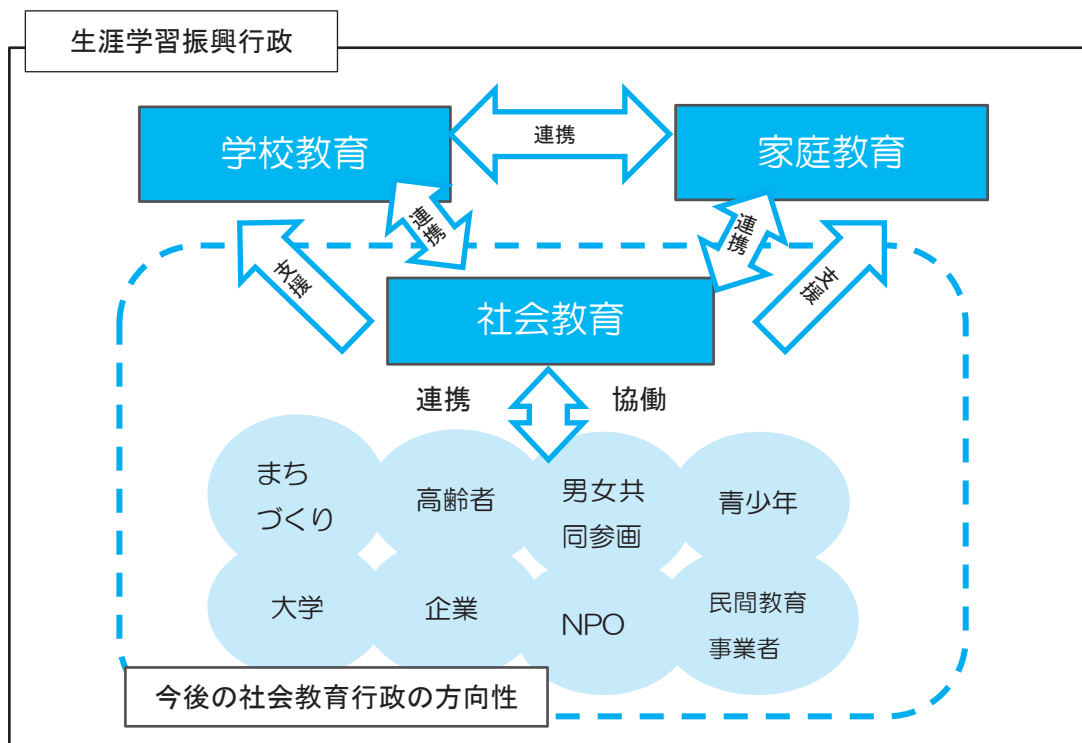
### (3) 家庭・地域・学校等との連携

地域の生涯学習の場の一つとして学校と協働し地域のコミュニティを活性化する等、社会教育、学校教育、家庭教育の連携や支援に努めます。

#### 《主な事業等》

事業等	内容	担当課
学校施設開放事業	学校教育に支障のない範囲で、市立小学校及び中学校の体育館、校庭等の施設を市民に開放し、市のスポーツ・文化活動の振興及び地域コミュニティの活性化を図ります。	教育総務課

#### 【地域・社会教育団体等の連携イメージ】



## 【基本目標Ⅱ】

## 生涯学習機会の提供

生涯学習を推進していく上では、学習機会の提供を受けるだけでなく、自らが積極的に学び、学習成果を地域に還元する中で、自己の能力と可能性を最大限に伸ばし、それぞれが自己実現を図ることが重要となっています。

今後も自発的な生涯学習活動を促すとともに、市民自らが積極的に生涯学習活動を企画運営していく機会の充実等、地域での学習活動を支えることを通して、地域の中に多くの人材を育てます。

### 1年間に自主的な学習活動を行っている人の割合



※平成29年2月調査「市民アンケート」より。

### 1 学習情報提供の充実

市民の生涯学習をはじめのきっかけづくりや学習活動を推進するため、学習情報の提供に努めます。

#### (1) 生涯学習情報提供の充実

市の広報紙やホームページ、SNS等様々な情報媒体を活用し、幅広い年代の市民への情報発信に努めます。

また、継続的な学習活動や学習意欲があっても、その方法がわからず学習に取り組むことができない市民から相談を受け、適切に対応し支援する相談窓口の整備を図ります。

#### 《主な事業等》

事業等	内容	担当課
広報白河発行事業 「白河市公式ホームページ」 管理運営事業	高齢者や障がい者を含め誰もが支障なく利用できるよう、※ウェブアクセシビリティに配慮したホームページを作成するとともに広報白河の発行を行います。	秘書広報課 関係各課

※ウェブアクセシビリティ…高齢者や障がい者を含めた誰もがホームページ等を支障なく利用できること。

## 2 ライフステージにおける学習機会の充実

子どもから高齢者までの幅広い年齢層の市民に学習の機会を提供するため、各課館等において行われる各種事業の充実に努め、その成果を地域づくりに生かします。

### (1) ライフステージに応じた学習機会の充実

#### ① 乳幼児期

親と子のふれあいや異年齢児とのふれあいを通して、子どもの豊かな心を育み自主性や創造性を育みます。

#### 《主な事業等》

事業等	内容	担当課
母子健康支援事業 (言葉を育てる教室)	早期に生活リズムを整えることが、健やかな成長のために大切であることや、親子のふれあいの大切さについて学び、家庭で実践できるようにし、乳幼児のすこやかな成長を促します。	こども支援課
地域子育て支援拠点事業	子育てに関する情報提供や相談に応じるほか、親子の交流や親同士の交流の場等、子育てが楽しくなるひろば（おひさまひろば、たんぽぽサロン）等の運営を行います。	こども支援課
白河っ子応援センター (白河市役所内)	妊娠期から子育て期までの必要な情報を提供するほか、相談支援を行います。専門職員を配置し、ワンストップ窓口で細やかな相談に応じます。	こども未来室



白河っ子応援センター

## ②青少年期

豊かな体験活動を通して、協調性や積極性を育み、自主性を尊重しながら実生活に必要な知識や技能を身につける等、仲間や地域とのつながりを深め、社会の担い手としての自覚を促します。

### 《主な事業等》

事業等	内 容	担当課
白河の歴史文化再発見！事業 土曜学習推進事業	故郷の歴史・文化を理解し、故郷に誇りを持ち、やがては故郷で生活し故郷を支える市民になろうとする意欲を高めます。 土曜学習会に参加し、自らの計画に従って学習するとともに、学習に対する主体性を高めます。	学校教育課
キッズシアター開催事業 舞台芸術鑑賞授業開催事業	質の高い本物の舞台芸術を鑑賞することにより、子ども達の豊かな感性と創造性を育み、情感豊かな子ども達の育成を図ります。	教育総務課
放課後子ども教室	保護者や地域の方々、ボランティアの協力を得て学習やスポーツ、文化芸術活動、地域の方々との交流活動等多様な体験や学習の機会を子どもたちに提供します。	こども育成課
子どもステップ教室 ふるさと子ども体験塾 わくわく少年クラブ 東子ども教室等	社会教育施設見学、宿泊体験、スポーツ等、様々な体験を通して、子どもたちの興味関心を広げ、向上心を養うとともに異学年や他校の子どもたちとの交流を図ります。	中央公民館 表郷公民館 大信公民館 東公民館



わ〜くわく！

キッズ☆カルチャースクール

## ③成人期

成人のニーズに合った学習機会の充実を図るとともに、活力あるコミュニティ形成に向けた学習を推進します。

### 《主な事業等》

事業等	内容	担当課
成人式	新成人の門出を祝福、激励するとともに成人としての自覚を促します。	教育総務課
公民館主催事業	市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与します。 そのために、実生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行います。	中央公民館 表郷公民館 大信公民館 東公民館
街なかカルチャー教室	多世代を対象として行う「街なかカルチャー教室」を開催し、新しいことへのチャレンジの促進、知識や技能の習得を図ります。	株式会社楽市白河 (まちづくり推進課)
白河いきいき健康マイレージ事業	生活習慣病の発症と重症化を予防するため、様々な健康増進に対する取り組みが継続できるよう支援し、健康寿命の延伸を図ります。	健康増進課

### 公民館主催事業受講者数

平成28年度 1,200人

目標値

平成34年度 1,300人



成人式

## ④高齢期

これまで培ってきた知識や経験を生かしながら、地域とつながり活動していくために、健康の保持やともに学ぶ仲間づくりと各種学習機会の充実に努めるほか、地域文化伝統の伝承活動、ボランティア活動等への参加について支援します。

### 《主な事業等》

事業等	内 容	担当課
白寿学級、福寿学級、 高砂学級、東光学園 白梅学級	充実感のある高齢期を送れることを目的に健康の保持や増進、趣味や学習についての活動等、学習機会の充実が図れるよう高齢者学級を実施します。	中央公民館 表郷公民館 大信公民館 東公民館

## (2)家庭教育の充実

家庭は、家族のふれあいを通じて、生活に必要な基本的な慣習や人間関係を養う上で重要な役割を担っています。子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の充実や情報の提供を行い、家庭、地域における子育てを支援します。

### 《主な事業等》

事業等	内 容	担当課
家庭教育学級運営事業	親としての役割を理解し、家庭教育に対する知識や技能を修得することにより、充実した家族関係を築くことを目的に、市内保育園、幼稚園、小・中学校において家庭教育学級を開催します。	教育総務課
白河市幼・小・中・高PTAの集い	白河市内の幼稚園・小学校・中学校・高等学校の様々な教育上の問題を学校の立場、保護者の立場から取り上げ、情報提供や研修会等を通して、解決を目指します。	教育総務課

## 3 文化・スポーツ活動の充実

市民の文化活動やスポーツ活動が活性化し、子どもから大人まで市内の多くで接する機会が増えてきております。今後、より一層これらの活動を促進していくために、指導者の指導や団体への支援に努めます。

### (1) 芸術文化活動の推進

市民による主体的な芸術文化活動を促進するため、日常的に優れた芸術文化にふれる機会の提供に努めます。

また、歴史、伝統文化が次世代に受け継がれ、地域に対する理解を深めるため、歴史、伝統文化の保存、継承に努め、市民一人ひとりの郷土愛の醸成に努めます。

#### 《主な事業等》

事業等	内容	担当課
白河市文化団体連合会運営事業	文化団体連合会事業を通じて、市民の文化芸術活動の発表の場を充実させ、文化芸術活動を支援します。	文化振興課
しらかわ音楽の祭典事業	音楽文化の振興及び創造的、情操豊かな市民の育成、並びに音楽を通じた世代間の交流を図ります。	文化振興課
中山義秀記念文学館展示事業、特別企画展事業	中山義秀の人と作品に触れ、義秀文学の理解と義秀の顕彰を図ることを目的に企画展を開催します。また、中山義秀文学賞や顕彰会の事業を全国に広げて実施します。	中山義秀記念文学館
歴史民俗資料館、白河集古苑展示事業、特別企画展事業	白河の歴史を示す資料や歴史を明らかにする上で不可欠な文化・芸術・歴史資料を収集し、収集資料の調査・研究等を進め、白河の歴史・文化理解の促進のため、企画展を開催します。 白河市独自の歴史・伝統文化を次世代に受け継ぎ、地域に対する理解をさらに深めるとともに、白河の魅力を幅広く発信します。	文化財課



白河歴史教科書作成事業 (しらかわ検定)	しらかわ検定を通して本市の歴史と伝統に対する理解と郷土愛の醸成を図るとともに、市内外に広く本市の魅力を発信します。	まちづくり推進課
街なか定期座禅会事業	座禅や写経、法話を通して多くの方々に仏教白河についての学習の機会を提供します。	街なか定期座禅会 実行委員会事務局 (まちづくり推進課)
白河朱印状めぐり事業	ツアーやスタンプラリーを通して本市の歴史・伝統・文化に触れることで、街なかを回遊する機会を増やすことや本市の歴史や伝統等へも興味や理解を深め、本市の魅力を広く発信する機会とするとともに、身近な資源を活かした賑わいの創出を図ります。	ぐるり白河文化遺産めぐり実行委員会事務局 (まちづくり推進課)

### 白河集古苑 入館者数

平成28年度 11,968人

目標値

平成34年度 14,000人

### 白河文化交流館「コミネス」及び東文化センターの来館者数

平成28年度 86,157人

目標値

平成34年度 150,000人



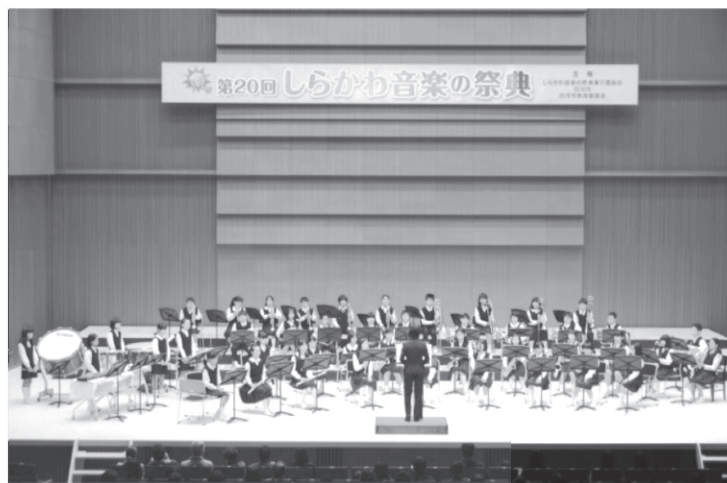
中山義秀記念文学館

## (2) スポーツ活動の推進

誰もが気軽にスポーツに親しめる市民ニーズに沿ったスポーツ教室や各種大会を通じて、生涯スポーツの推進を図ります。

### 《主な事業等》

事業等	内 容	担当課
スポーツ教室開催事業	多くの市民がスポーツに親しめるよう各種スポーツ教室を開催します。また、スポーツの楽しさや競技技術を学ぶ機会を提供し、生涯スポーツの推進及び地域住民の健康増進を図ります。	NPO法人 白河市体育協会 スポーツ振興課
総合型地域スポーツクラブ 育成事業	生涯スポーツの振興と推進に向け、地域住民の健康づくり、人づくり、交流の場づくりを目的とした活動への支援を行います。	スポーツ振興課



しらかわ音楽の祭典



しらかわ駅伝

## 4 現代的課題に関する学習機会の充実

### (1) 男女共同参画や環境、防災、人権等に関する学習

急激な社会変化により、地域や個人が抱える課題が多様化、複雑化する中で、現代的、社会的な課題に対応した学習等を推進し、地域課題を解決する担い手を育成する学習機会の充実に努めます。

#### 《主な事業等》

事業等	内容	担当課
男女共同参画推進事業	男女共同参画講演会等を開催するとともに、広報紙等を通じ、広く啓発活動を行い、男女共同参画社会の形成や意識の高揚を推進します。	教育総務課
「市民共学」出前講座 (行政編)	市職員等の公的機関の職員が出向き、行政の取り組みや専門的事項について解説を行います。	教育総務課
南湖森林公園施設維持管理事業	南湖森林公園を児童・生徒を中心に幅広く市民に利用してもらうことで、自然に触れ合う機会をつくれます。 また、自然環境への関心をもってもらうため、施設の整備や委託先であるNPO法人南湖森林公園案内人の会と連携し、市民に対し施設の周知や広報活動を行います。	農林整備課
人権教室の開催	互いに相手を思いやり、自己的人権も相手の人権も守りながら、ともに幸せに暮らせる社会を築く事を目的に、市内の小学校・中学校、高齢者学級において、「人権教室」を開催します。	白河人権擁護委員協議会 (市民課)

## 5 学習成果の活用

自分自身が身につけた知識や技能、学習成果をまちづくりに生かしていくためには、積極的に地域社会に還元する機会をつくりだすことが重要となります。

このような機会を一層充実させ、新たな学習意欲を育むほか、意欲ある市民が気軽に地域づくりに参加できるように努めます。

### (1) 学習成果発表の機会の充実

各種発表会や大会等の学習成果を発表する機会をつくることで、自己実現を図るとともに、市民相互の交流の機会の創出に努めます。

#### 《主な事業等》

事業等	内容	担当課
公民館発表会、公民館習作展 表郷文化祭 大信地域文化祭 東総合文化祭	公民館で活動しているクラブ会の作品の展示及び演技の発表を通して生きがいづくりに寄与します。	中央公民館 表郷公民館 大信公民館 東公民館



美術展覧会



市民芸能大会

## (2) ボランティアの育成と活用

ボランティア活動を希望する方の登録を促進し、活動の機会を提供する体制を整えます。

### 《主な事業等》

事業等	内 容	担当課
高校生ボランティアセミナー	ボランティアに関する知識や技能・役割を学び、地域の子どもの体験活動を支援する活動を通して、ボランティアの意識や地域に貢献しようとする態度や意欲を高めるため、高校生を対象に実施します。	中央公民館
「市民共学」出前講座 (ボランティア編)	市内で自主的に活動している各種団体・サークルの会員が、講師・スタッフとして依頼のあった学校や各団体へ、ボランティアで訪問します。	教育総務課



「市民共学」出前講座



高校生ボランティアセミナー

## 6 図書館サービスの充実

### (1) 資料の収集保存と情報の提供

図書及び視聴覚資料等の充実に努め、誰もが利用しやすい環境を整えるとともに、資料等の調査や相談に対応できる運営を行い、図書館サービスの充実に努めます。

#### 《主な事業等》

事業等	内容	担当課
図書・視聴覚資料等整備事業 市立図書館読書普及事業	市民の多様な要望に応えられるよう資料の収集保存に努め、誰もが気軽に利用できるようなサービスの充実に努めます。 おはなし会や映画上映会、著名な作家を招いての講演会の開催等の読書普及活動を行います。	市立図書館

#### 図書館来館者数

平成28年度 291,995人

目標値

平成34年度 310,000人



市立図書館内



おはなし会

## 【基本目標Ⅲ】

## 生涯学習拠点の充実

公民館や図書館をはじめとする生涯学習施設は、学習活動の場や機会を提供する市民の幅広い学習活動を支える重要な役割を担っています。

現在の施設の長寿命化を図るとともに、多様な市民ニーズに対応した環境の整備と設備の充実に努めます。

### 生涯学習施設の満足度



※平成29年2月調査「市民アンケート」より。

### 1 生涯学習施設の整備

#### (1) 社会教育施設の整備充実

学習活動の拠点となる公民館及び図書館の適切な維持管理や老朽化対策に取り組み、施設の長寿命化を推進します。

#### 《主な事業等》

事業等	内容	担当課
公民館施設の維持管理	中央公民館、大信公民館、東公民館は築年数が古く施設の老朽化が進んでいることから、利用者が快適に利用できるよう、施設の修繕に努めます。 また、公共施設管理計画に基づき、各公民館の今後の方向性を定めていきます。	中央公民館
市立図書館管理運営事業	生涯学習の拠点施設である図書館を市民が常に快適に利用できるよう、施設の修繕・改修、備品の更新を行います。	市立図書館
中心市街地市民交流センター（マイタウン白河）管理運営事業	常時、老若男女が集い、交流が図られる拠点づくりを目指し、民間による柔軟かつ創造的な管理運営を行い、中心市街地の活性化を図ります。	まちづくり推進課

## (2)文化施設の整備充実

優れた文化芸術に触れる機会の創出や市民の文化芸術活動の拠点施設の整備・充実に努めます。

また、美術品、歴史資料及び考古遺物等の展示品に加え、参加体験の機能を持つ『総合的な美術・博物館施設』の創設を目指し、市の文化遺産や歴史的な財産を将来へ引き継いでいけるよう、市民意識のさらなる醸成に努めます。

### 《主な事業等》

事業等	内 容	担当課
文化施設運営事業	白河文化交流館「コミネス」及び白河市東文化センターが、引き続き文化芸術及び市民相互の交流活動の振興拠点としての役割を果たすため、自主事業の実施や効率的、効果的な施設管理を行います。	文化振興課

## (3)スポーツ施設の整備充実

市民が快適で安全に利用できるよう、スポーツ施設の整備・充実に努めます。

### 《主な事業等》

事業等	内 容	担当課
体育施設改修事業	利用しやすい体育施設の維持と備品の充実に努め、施設利用者の増加を図ります。	スポーツ振興課



アナビススポーツプラザ



# 資料編

白河市生涯学習推進会議設置要綱 .....	32
教育基本法 .....	34
生涯学習に関する国・県の動向 .....	37
平成 28 年度生涯学習推進に関する市民アンケート調査結果概要 .....	38
施設一覧 .....	43

## 【参考資料】白河市生涯学習推進会議設置要綱

平成22年6月1日  
教育委員会告示第16号

(設置)

第1条 市の生涯学習の推進に関する基本計画その他生涯学習に関し、市民参加を得て積極的かつ効果的に推進するため、白河市生涯学習推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習推進に関する計画
- (2) 市民の生きがいに関する基本的施策
- (3) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習の振興に関する事項

(組織)

第3条 会議は、委員25人以内をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(運営)

第5条 推進会議に会長及び副会長1人、監事2人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 監事は、推進会議の経理等について監査する。

(会議)

第6条 推進会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

(会計年度)

第7条 推進会議の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

## 白河市生涯学習推進会議委員名簿

委員区分	氏名	所属団体	備考
学校教育関係者 (第1号委員)	大杉 和規	西白河小中学校長連合協議会白河班	
社会教育関係者 (第2号委員)	木村 真一	白河市社会教育委員	
	古川 直文	白河市社会教育委員	
	入谷みちこ	白河市社会教育委員	
	瀬谷 隆志	白河市社会教育委員	
	今野登志子	白河市社会教育委員	
	中島 功	白河市社会教育委員	
	鈴木 雅文	白河市社会教育委員	
	大山 順子	白河市社会教育委員	
	井上美由紀	白河市社会教育委員	
	松本美津江	白河市社会教育委員	
	穂積 雅子	白河市婦人団体連絡協議会	
	加藤 久尚	中央公民館クラブ会長会	
社会体育関係者 (第2号委員)	眞壁 貢	NPO法人白河市体育協会	
	関戸 忠義	白河市スポーツ推進委員会	
芸術文化関係者 (第2号委員)	川崎 輝美	白河市文化団体連合会	
	佐藤 浩康	NPO法人カルチャーネットワーク	
学識経験者 (第3号委員)	樋口 葉子	NPO法人しらかわ市民活動支援会	
	富山 強	白河商工会議所青年部	
	班目 朝子	白河商工会議所女性会	
	河原 安子	白河白寿会連合会	
	小林 成子	表郷地域活性化協議会	
	亀森 文子	大信地域活性化協議会	
	八島 恵子	東地域活性化協議会	

(任期 平成28年8月1日から平成30年7月31日まで)

## 【参考資料】教育基本法

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓ひらく教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 教育の目的及び理念

## (教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

## (教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

## (生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習す

ることができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

## (教育の機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

## 第二章 教育の実施に関する基本

## (義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

## (学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、

学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

### 第三章 教育行政

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

## 第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。  
(社会教育法等の一部改正)
- 2 次に掲げる法律の規定中「教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）」を「教育基本法（平成十八年法律第百二十号）」に改める。
  - 一 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第一条
  - 二 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第一条
  - 三 理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第一条
  - 四 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）第一条
  - 五 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第百五十七号）第一条
  - 六 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十七条第一項
  - 七 独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）第十六条  
(放送大学学園法及び構造改革特別区域法の一部改正)
- 3 次に掲げる法律の規定中「教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）第九条第二項」を「教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第十五条第二項」に改める。
  - 一 放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第十八条
  - 二 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十条第十七項

【参考資料】生涯学習に関する国・県の動向

【国の動き】

年	内 容
平成 2 年	<p>「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」                      (目的)                      第一条 この法律は、国民が生涯にわたって学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、生涯学習の振興に資するための都道府県の事業に関しその推進体制の整備その他の必要な事項を定め、及び特定の地区において生涯学習に係る機会の総合的な提供を促進するための措置について定めるとともに、都道府県生涯学習審議会の事務について定める等の措置を講ずることにより、生涯学習の振興のための施策の推進体制及び地域における生涯学習に係る機会の整備を図り、もって生涯学習の振興に寄与することを目的とする。</p>
平成 1 8 年	<p>「教育基本法」改正                      (生涯学習の理念)                      第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。</p>
平成 2 0 年	<p>平成 2 0 年中央教育審議会答申                      「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」</p>
平成 2 5 年	<p>第 6 期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理                      「第 2 期教育振興基本計画」(平成 2 5～2 9 年度)</p>
平成 2 7 年	<p>平成 2 7 年中央教育審議会答申                      「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」</p>
平成 2 8 年	<p>平成 2 8 年中央教育審議会答申                      「個人の能力と可能性を开花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」</p>

【県の動き】

年	内 容
平成 1 7 年	<p>福島県生涯学習基本構想「まなビジョンふくしま 2 0 2 0」策定                      理念                      「すべての県民が生涯を通して自ら学び、考え、行動し、他のすべての主体とともに県全体として一つにつながり合う」</p>
平成 2 2 年	<p>「福島県生涯学習基本計画 夢まなびと創造プラン」策定</p>
平成 2 5 年	<p>「福島県生涯学習基本計画 夢まなびと創造プラン」見直し                      基本理念「ともに生き、ともに学び、ともに支え合う＝共生・協学」                      基本目標「ひろがる学び、深まるきずな、生涯学習社会ふくしま」</p>

## 【参考資料】平成28年度生涯学習推進に関する市民アンケート調査結果概要

調査対象	白河市内に居住する18歳以上の男女
調査方法	郵送配布及び郵送回収によるアンケート調査
調査期間	平成29年2月24日～平成29年3月24日
発送数及び 回収数	446 / 1500（回収数 / 発送数） 回収率 30%

### ●性別

男	女	無回答	合計
184	254	8	446

### ●年齢

18-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳以上	無回答
39	50	65	85	106	97	4

### ●学習しやすい時間帯はいつですか。（複数回答）

	割合
平日の午前	26.2%
平日の午後	28.0%
平日の夜間（午後6時以降）	26.2%
土曜日の午前	13.9%
土曜日の午後	22.2%
土曜日の夜間（午後6時以降）	15.2%
日曜・祝日の午前	15.9%
日曜・祝日の午後	18.6%
日曜・祝日の夜間（午後6時以降）	11.9%



●あなたが、この1年間に行った自主的な学習活動はどのようなものですか。(複数回答)

	割合
趣味的なもの(音楽、美術、華道、舞踊、書道、レクリエーション活動など)	28.9%
教養的なもの(文学、歴史、科学、語学など)	12.6%
社会問題に関するもの(社会、時事、国際、環境など)	5.4%
健康、スポーツ(健康法、医学、栄養、ジョギング、水泳など)	26.9%
家庭生活に役立つ技能(料理、和洋裁、着付け、編み物など)	7.6%
育児や子育て支援、教育(家庭教育、育児サークル、学校支援など)	5.6%
職業上必要な知識、技能(仕事に関係のある知識の習得や資格の取得など)	15.5%
パソコンやインターネットなどに関するもの	7.8%
ボランティア活動のために必要な知識や技能などに関するもの	4.5%
自然体験や生活体験などの体験活動	3.4%
学校(高等、専門、各種学校、大学、大学院など)の正規課程での学習	2.5%
その他	1.8%
特に行っていない	37.7%

●「特に行っていない」とお答えの方に伺います。

あなたが現在、自主的な学習をしていない理由はなんですか。(複数回答)

	割合
仕事や家事が忙しくて時間がとれない	58.3%
学習のための費用がかかる	22.6%
講座の時期や時間が適当でない	13.7%
講座の情報が入手できない	14.3%
いっしょに参加する仲間がない	16.1%
指導者や運営方法が自分にあわない	0.0%
身近なところに施設がない	9.5%
自分の希望にあう講座がない	9.5%
家族や職場など周囲の理解を得られない	0.6%
魅力ある学習内容がない	8.3%
自分の意思が弱い	13.1%
人前に出るのに気が進まない	14.3%
学習することに自信が持てない	5.4%
きっかけがつかめない	21.4%
その他	8.9%
特に必要がない	28.6%

●あなたが日頃必要だと思う学習情報はどのようなものですか。(3つまで)

	割合
市役所や公民館、図書館などの公的な機関における講座・教室に関する情報	55.6%
大学や民間教育機関が行う講座・教室に関する情報	13.2%
地域のイベントや行事などに関する情報	41.9%
公民館や図書館など施設に関する情報	26.0%
指導者や講師などの人材に関する情報	11.9%
サークル・グループ活動に関する情報	20.4%
市民活動団体(NPO)に関する情報	9.0%
その他	2.9%

●学習活動を行う上で、どのような支援が必要だと思いますか。(3つまで)

	割合
学習活動に関する情報提供	58.3%
活動に関する相談支援	17.7%
公民館、図書館等の施設の充実	30.3%
地域活動団体の育成	13.2%
講師、指導者の派遣	25.6%
指導者、ボランティアの養成	15.9%
学んだ成果を発表する機会の充実	6.7%
その他	4.7%

●あなたが学習活動で得た知識・技術や体験を今後どのように生かしていきたいと思えますか。(複数回答)

	割合
自分の人生をより豊かにする	69.1%
家庭、日常の生活	37.7%
自分の健康の維持、増進	53.8%
仕事や就職	21.5%
地域や社会での活動	19.5%
身につけたことを伝えたり、教えたりする	14.6%
その他	1.3%

●あなたが学習活動で得たものを地域社会での活動に生かす場合、どのような支援があると良いと思いますか。(3つまで)

	割合
相談支援	21.7%
活用する場の紹介	33.6%
仲間づくりに対する支援	26.5%
場所・設備などの支援	32.5%
経済的支援	26.0%
その他	0.7%
特に必要ない	15.2%

●あなたは、お住まいの地域にある学校に対してのボランティア活動に参加したことがありますか。(PTA活動を除く)

	割合
参加したことがあります、今後も参加したい	16.1%
参加したことがあるが、今後は参加したくない	6.5%
参加したことがないが、今後は参加してみたい	25.8%
参加したことがなく、今後も参加したくない	31.2%
参加したいが、参加の方法がわからない	10.3%

●あなたは、地域の住民が学校を支援するボランティア活動に参加しやすくするためには、どのような環境を整備することが必要であると思いますか。(3つまで)

	割合
活動のまとめ役となっている地域住民の方などと協力して活動に関する積極的な広報や勧誘を行う	27.8%
活動の参加に必要な事前説明会や活動の充実に必要な研修会などを定期的に開催する	19.3%
活動の参加に要した交通費やボランティア保険料などの活動経費への支援を行う	15.0%
活動に参加したことに対して何らかの公的な評価(活動参加証や感謝状の贈呈など)を行う	5.8%
土日祝日にも参加できる活動を行う	19.5%
その他	2.5%
特にない	7.8%
わからない	17.3%

●本市の生涯学習施設の満足度についてお伺いします。  
(主な施設)

名称	満足	まあまあ満足	どちらとも いえない	やや不満	不満
中央公民館	8.8%	29.8%	29.8%	22.8%	8.8%
市立図書館 (りぶらん)	55.2%	37.3%	5.6%	2.0%	0.0%
白河文化交流館 「コミネス」	50.9%	34.7%	9.6%	4.2%	0.6%
東文化センター	29.6%	49.4%	17.3%	2.5%	1.2%
歴史民俗資料館	12.3%	42.8%	33.3%	8.7%	2.9%
白河集古苑	14.3%	37.5%	37.5%	8.0%	2.7%
総合運動公園	16.7%	50.9%	24.1%	4.8%	3.5%
しらさかの森 スポーツ公園	14.3%	46.0%	27.3%	8.7%	3.7%
その他の施設	15.3%	35.8%	36.2%	9.7%	3.1%
計	22.9%	38.9%	26.9%	8.3%	3.0%

満足、まあまあ満足：61.8%

不満、やや不安：11.3%

## 【参考資料】施設一覧

## 【生涯学習施設】

名称	所在地
中央公民館	白河市天神町 2 番地
表郷公民館	白河市表郷番沢字桜下 23 番地
大信公民館	白河市大信増見字北田 58 番地
東公民館	白河市釜子字殿田表 35 番地
市立図書館（りぶらん）	白河市道場小路 96 番地 5
表郷図書館	白河市表郷金山字長者久保 2 番地
大信図書館	白河市大信町屋字沢田 25 番地
東図書館	白河市東釜子字狐内 47 番地
白河市中心市街地市民交流センター （マイタウン白河）	白河市本町 2 番地

## 【文化施設】

名称	所在地
白河文化交流館「コミネス」	白河市会津町 1 番地 17
東文化センター	白河市東釜子字狐内 47 番地
歴史民俗資料館	白河市中田 7 番地 1
白河集古苑	白河市郭内 1 番地
中山義秀記念文学館	白河市大信沢田 25 番地

## 【スポーツ施設】

名称	所在地
総合運動公園	白河市北中川原 30 番地
武道館	白河市向新蔵 125 番地 2
白河第一市民体育館	白河市追廻 70 番地 1
白河第二市民体育館	白河市立石山 3 番地
白河第三市民体育館	白河市明戸 102 番地 1
関辺市民体育館	白河市関辺松並 32 番地 1
大沼市民体育館	白河市久田野城内 32 番地
しらさかの森スポーツ公園	白河市白坂牛清水 117 番地
表郷総合運動公園	白河市表郷番沢字久ノ内地内
大信総合運動公園	白河市大信上新城字原畑地内
大信第二運動公園	白河市大信隈戸字鍛冶屋場地内
東風の台運動公園	白河市東釜子字狐内地内

## 第2次白河市生涯学習推進計画

平成30年3月発行

発行 白河市生涯学習推進会議 白河市教育委員会  
編集 白河市教育委員会事務局教育総務課  
〒961-8602 白河市八幡小路7番地1  
TEL (0248) 22-1111  
FAX (0248) 22-1143

